**受託研究契約書**

（契約項目表）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 甲
 | 国立大学法人九州工業大学 |
| 1. 乙
 |  |
| 1. 研究題目
 |  |
| 1. 研究目的

研究内容 |  |
| 1. 研究分担
 | 氏名 | 所属部局・職名 | 本研究の役割 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 1. 研究実施場所
 | 甲： | 国立大学法人九州工業大学 |
|  |  |
| 1. 研究期間
 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | から |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | まで |
| 1. 研究経費負担

（単位：円）消費税額及び地方消費税額を含んだ額にて記載 | 請求元 | 請求先 | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 甲 | 乙 |  |  |  |
| 備考※1 |  |
| 1. 設備の提供
 | 設 備 |
| 名 称 | 規 格 | 数量 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 1. ノウハウの秘匿期間
 | 本受託研究終了後又は中止後の翌日から起算して5年間 |
| 1. 秘密保持義務有効期間
 | 本受託研究終了後又は中止後の翌日から起算して3年間 |
| 1. 成果公表時の事前通知及び修正通知の期日
 | 事前通知： | 成果公表を行おうとする30日前 |
| 修正通知： | 事前通知の受理から14日以内 |

※1　特別試験研究費税額控除制度による税額控除申告予定の場合は、内訳を明記する。

甲と乙は、契約項目表記載の受託研究（以下「本受託研究」という。）を実施するにつき、次の各条の通り受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書を作成し、甲乙記名押印又は署名（電子署名を含む）のうえ、それぞれ書面1通又は電磁的記録を保管するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） | 福岡県北九州市戸畑区仙水町１番１号 |
| 国立大学法人九州工業大学 |
| 学　　長 | 三谷　康範 |
|  |
| （乙） |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |
|  |
|  |  |

**第一章　定義**

1. **（定義）**

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権及び外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

二　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、本契約第12条に定める報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

2　本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3　本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法に定める著作物の利用行為及びプログラム著作物を使用する行為並びにノウハウを業として使用することをいう。

4　本契約において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する本契約の契約項目表5.に掲げる者及び本契約第2条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

5　本契約において「乙の指定する者」とは、乙と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社若しくは子会社の関係にある会社又は乙が自らの事業のために製造を委託する者等のうち、乙から甲に書面により通知された者をいい、乙の指定する者による知的財産権の実施は、乙の実施として取り扱われるものとする。

**第二章　一般項目**

1. **（受託研究に従事する者）**

甲は、契約項目表5.に掲げる者を本受託研究の研究担当者として参加させるものとする。

2　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするとき、又は研究担当者を変更するときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

1. **（研究協力者の参加及び協力）**

甲乙のいずれかが、受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

2　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

1. **（研究経費の納付）**

請求先は、契約項目表8.に掲げる研究経費を請求元の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。なお、請求元の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、請求先の負担とする。

2　請求先が所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、請求元は請求先に対し納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）で規定する法定利率の割合で計算した延滞金を請求することができるものとする。

1. **（経理）**

第4条の研究経費の経理は請求元の規定に則し、請求元が行うものとする。ただし、経費の使用に制限を伴うもの（競争的研究費等）の場合は、定められた規定に則し経理を行うものとする。

1. **（研究経費により取得した設備等の帰属）**

研究経費により取得した設備等は、請求元に帰属するものとする。

1. **（施設・設備の提供等）**

甲は、契約項目表9.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、本受託研究で使用するものとする。なお、乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

2　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

1. **（再委託）**

甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、本受託研究に基づく権利及び義務を、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に委託してはならない。

1. **（研究の中止又は期間の延長）**

天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

1. **（研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い）**

第9条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第4条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、乙の事由により本受託研究を中止する場合は、原則として、甲は研究経費を返還しないものとする。

3　甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

4　甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときには、第7条の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

1. **（情報の開示）**

乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究の遂行に必要な範囲において開示するものとする。

**第三章　研究成果**

1. **（報告書の作成）**

甲は、本受託研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本受託研究完了の翌日から30日以内に乙に提出するものとする。

1. **（知的財産権の出願等）**

本受託研究の実施に伴い生じた発明等は甲に帰属するものとする。ただし、乙が、甲が単独で発明等を行ったことが証される知的財産権（以下「甲知的財産権」という。）の取扱いについて、次の各号のうちいずれかを希望する場合、甲乙協議の上、各号に定める内容に則し対応を行うものとする。

一　有償譲受

甲は、乙が甲知的財産権の譲渡を希望する場合、甲乙協議の上、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、甲の持分を有償にて譲渡することができるものとする。

二　独占的実施

イ　甲知的財産権の実施料については、甲に支払うものとする。

ロ　実施の期間、その他の条件については、別に定める専用実施権設定契約等においてこれを定めるものとする。

ハ　甲知的財産権について、出願日の翌日より起算し3年が経過後も乙による実施がなされない場合、乙の意見を聴取の上 、甲は第三者に対し甲知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

三　非独占的実施

イ　甲知的財産権の実施料については、甲に支払うものとする。

ロ　実施の期間、その他の条件については、別に定める実施許諾契約等においてこれを定めるものとする。

ハ　甲知的財産権について、甲は自由に実施許諾を行うことができるものとする。

四　前3号以外

甲及び乙は別途協議の上、その取扱いを定めるものとする。

**第四章　秘密保持・公表**

1. **（ノウハウの指定）**

甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかにノウハウに指定するものとする。

2　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、契約項目表10.に記載の期間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

1. **（秘密の保持）**

甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、書面、図面、写真、サンプル、電子媒体等の媒体で相手方に開示若しくは提供する情報のうち、秘密に保持すべき情報（以下「相手方の秘密情報」という。）については、当該媒体に秘密である旨を明示するものとする。なお、口頭をもって情報を開示する場合は、開示する際に秘密情報であることを通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から30日以内に秘密とすべき口頭開示情報を書面に特定した上、秘密である旨明示して相手方に通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、相手方の秘密情報から除く。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

2　甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて、善良な管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、契約項目表5.の研究担当者（及び業務上知る必要がある者）以外に開示・漏洩してはならない。ただし、法令によって義務づけられている場合に限り、相手方に通知することで秘密に保持すべき情報を裁判所又は行政機関に開示することができるものとする。また、甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて知得した者がその所属を離れた後も含め秘密に保持する義務を、当該知得した者に対し負わせるものとする。

3　甲及び乙は、相手方の秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

4　前三項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示した当事者による違反とみなすものとする。

5　前四項の有効期間は、本受託研究の研究成果のノウハウについては、第14条で定める期間とし、それ以外については、契約項目表11.に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

1. **（研究成果の取扱い）**

甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し3ヶ月が経過して以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第15条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

なお、第14条で定める秘匿期間中いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、契約項目表12.記載の期日までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、契約項目表12.記載の期日までに開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4　甲及び乙は、相手方の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、相手方の研究担当者等その他の役員、教職員又は従業員の氏名等を広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、相手方の事前の書面による同意を得なければならない。

5　本条第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

**第五章　その他**

1. **（教育及び研究活動のための実施）**

甲は、研究成果を、第14条のノウハウ秘匿義務及び第15条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のために無償にて実施することができるものとする。

2　甲に属する発明者又は成果有体物の作製者は、甲の所属を離れた場合であっても、研究成果を、第14条のノウハウ秘匿義務及び第15条の秘密保持義務を遵守の上、教育及び研究の目的に限り、将来において所属する機関（非営利研究機関に限る。）で実施することができるものとする。

1. **（非保証）**

甲及び乙は、相手方に対し、自己が開示した秘密情報について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

2　甲は、本受託研究の結果得られた研究成果が第三者の特許権等を侵害しないことを保証しないものとする。

1. **（安全保障輸出管理）**

甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守するものとする。

1. **（契約の解除）**

甲は、乙が第4条に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付せず、甲が相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に納付しないときは、本契約を解除することができる。

2　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

3　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、債務不履行に陥った場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

1. **（損害賠償）**

甲又は乙は、第20条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、本契約の契約金額を上限に、その損害を賠償しなければならない。

1. **（退職後の取扱い）**

甲及び乙は、自己の研究担当者等が、自己に所属しなくなった後も、第15条及び第16条の規定を遵守させるよう措置しなければならない。

1. **（契約の有効期間）**

本契約の有効期間は、契約項目表7.に定める期間とする。

2　本契約の失効後も、第3条及び第10条から第26条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

1. **（協議）**

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

1. **（裁判管轄・準拠法）**

本契約に関する訴えは、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2　本契約の有効性、解釈及び履行に関しては日本法に従うものとする。

1. **（反社会的勢力の排除）**

甲は、乙又は乙の指定する者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められたとき。

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　反社会的勢力を利用していると認められるとき。

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

六　乙又は乙の指定する者、又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2　甲は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。